

工事業者指名要綱運用基準

平成 7 年 3 月 28 日

6 葛総経第 396 号区長決裁

改正 平成 13 年 3 月 29 日 12 葛総経第 438 号
平成 15 年 3 月 26 日 14 葛総経第 399 号
平成 17 年 3 月 16 日 16 葛総契第 206 号
平成 20 年 3 月 28 日 19 葛総契第 272 号
平成 20 年 8 月 8 日 20 葛総契第 122 号
平成 25 年 3 月 25 日 24 葛総契第 906 号
平成 26 年 11 月 7 日 26 葛総契第 483 号
令和 7 年 6 月 12 日 7 葛総契第 196 号

第 1 定義

この基準における用語の意義は、工事業者指名要綱（平成 7 年 3 月 28 日 6 葛総経第 395 号区長決裁。以下「要綱」という。）の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 一件最高 競争入札参加資格に登録申請した最高完成工事(業務)経歴(ただし、民間実績は 5 割換算)をいう。
- (2) 独自格付 葛飾区工事登録業者等級格付基準（平成 7 年 8 月 24 日 7 葛総経第 140 号部長決裁）に基づき算出した等級をいう。
- (3) 共同格付 東京電子自治体共同運営電子調達サービスが算出した等級及び順位をいう。
- (4) 区内支店業者 葛飾区における競争入札参加者の選定に係る区内業者等の認定基準（平成 21 年葛総契第 376 号総務部長決裁）第 2 条第 2 項第 2 号で定める者をいう。
- (5) 関係会社 次のアからカのいずれかに該当する場合をいう。

ア 子会社等（会社法第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。イにおいて同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。イにおいて同じ。）の関係にある場合

イ 親会社等を同じくする子会社等である場合

ウ 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員をいう。エにおいて同じ。）が、他方の会社等の役員を兼ねている場合

エ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項により選任された管財人（「管財人」という。オにおいて同じ。）を兼ねている場合

オ 一方の会社等の管財人が、他方の会社の管財人を兼ねている場合

カ その他、アからオと同一とみなすことができる関係がある場合

第2 指名方法

葛飾区が発注する工事及び業務の請負契約に係る指名競争入札に参加させる者の指名（以下「指名」という。）に当たっては、次の事項について考慮する。

(1) 工事の施行能力又は業務履行能力

ア 等級格付業種

等級を格付けしている業種の工事の指名は、原則として別表に示す等級に属する者の中から指名する。ただし、区内業者及び区内支店業者については、一件最高に3を乗じた額が発注工事の予定価格を超えている場合、又は特に必要と認められる場合は、直近下位の等級に属する者を指名することができる。また、必要に応じて同表に示す等級より上位の等級に属する者を指名することができる。

なお、独自格付と共同格付の双方に格付けされている者の指名は、独自格付によるものとする。

イ 順位格付業種

順位のみを格付けしている業種の工事又は業務の指名は、一件最高を充足している者の中から、経営事項審査総合評定値P点、格付順位、工事成績、業務履行成績その他事項を考慮して指名する。また、区内業者又は区内支店業者で、工事成績又は業務履行成績が普通以上の場合は、一件最高に3を乗じた額をもって一件最高とみなす。

なお、500万円未満の工事又は業務については、一件最高の考慮はしないものとする。

(2) 経営及び信用の状況

日刊紙、業界紙、情報紙等の情報から、経営状況が悪化していると認められる業者については、指名を控える。

(3) 不誠実な行為の有無

次に示すような不誠実な行為があった場合は、指名回数を減らす。

ア 入札に当たって不真面目と思われる札入れをした場合

イ その他契約手続きを進めていく上で好ましくない行為があった場合

(4) 登録業種

ア 一般的な工事又は業務

それぞれの工事又は業務の種別ごとに最適と思われる業種の競争入札参加資格に登録申請のある業者の中から指名する。

イ 専業業種の工事又は業務

中小企業の育成のため、専業業者を優先的に指名する。ただし、大型の工事若しくは業務、又は同時期に多数の同種の工事若しくは業務がある場合等で、区内の専業業者が不足する場合は、対応可能な専業ではない業者を指名することができる。

（例）サッシュ工事、防水工事、造園工事

ウ 専業業種に他の業種が付随する工事又は業務

専業業者とそれ以外の業者を区別することなく、同一基準で指名する。

(例) 防水及びその他工事

(5) 工事の施行又は業務の履行についての技術的適正

工事又は業務の種別・分野に応じ、これまでの実績から判断して得意とされる業者を優先的に指名する。

(6) 技術者数

工事の施行又は業務の履行に当たっては、技術者が配置されていることを原則とするため、技術者数又は有資格者数に応じた指名を行う。

(7) 工事成績又は業務履行成績

工事成績又は業務履行成績が優良の場合は、指名回数を増やし、不良の場合は、工事成績又は業務履行成績が改善されるまでは指名回数を減らすとともに、独自格付又は共同格付の等級を直近下位の等級として扱う。

(8) 希望の有無

希望票を提出し、工事の施行又は業務の履行に意欲のある業者については、優先的に指名する。

(9) 地域性

工事の施行箇所又は業務の履行箇所に近接して営業所を有する業者については、優先的に指名する。

(10) 指名回数

業者の経営規模、経営状況、技術力等が同等である場合は、業者間の指名回数が公平になるよう配慮する。

(11) その他特別な事情

ア 特別な事情があると認められる場合は、必要に応じて指名する。

イ 工事の施行若しくは業務の履行において不誠実な者、又は指名業者として指名することが不適切な者は、指名回数を減らす。

ウ 事業共同組合を指名した場合の当該組合の組合員は、指名しない。

エ 関係会社は、同一案件に指名しない。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、指名条件を満たす他の業者に優先して指名することができる。

(1) 発注の工事又は業務が、既発注の工事又は業務と関連する場合の前回請負業者

(2) 同一敷地内又は同一箇所の工事の場合で、工事成績が普通以上の前回請負業者

(3) 発注の工事又は業務と同種の工事又は業務において、その工事成績又は業務履行成績が優良であった業者

(4) その他相当な事由が認められる業者

第3 指名業者数

1 特殊な技術を要する工事若しくは業務、又はその他特別な事情がある工事

若しくは業務で、対応できる業者に限りがある場合は、要綱第5条第1項に規定する指名業者数を下回っても差支えないものとする。

- 2 予定価格に応じた指名業者数については、当該業種の登録業者数、又は工事若しくは業務の発注件数等の状況により、基準の範囲内で調整するものとする。

付 則（平成13年3月29日12 葛総経第438号）

付 則（平成15年3月26日14 葛総経第399号）

付 則（平成17年3月16日16 葛総契第206号）

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

付 則（平成20年3月28日19 葛総契第272号）

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成20年8月8日20 葛総契第122号）

この基準は、平成20年8月18日から施行する。

付 則（平成25年3月25日24 葛総契第906号）

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成26年11月7日26 葛総契第483号）

この基準は、平成26年11月7日から施行する。

付 則（令和7年6月12日7 葛総契第196号）

この基準は、令和7年6月13日から施行する。

別表（第2(1)ア関係）

（独自格付による指名の場合）

業 種	予定価格	等 級
土木工事 建築工事	6,000 万円以上	A
	2,000 万円以上 6,000 万円未満	B
	500 万円以上 2,000 万円未満	C
	500 万円未満	D
電気工事 給排水衛生工事	2,000 万円以上	A
	500 万円以上 2,000 万円未満	B
	500 万円未満	C

（共同格付による指名の場合）

業 種	予定価格	等 級
道路舗装工事 橋りょう工事 河川工事 水道施設工事 下水道施設工事 一般土木工事 建築工事	6,000 万円以上	B 以上
	2,000 万円以上 6,000 万円未満	C
	500 万円以上 2,000 万円未満	D
	500 万円未満	E
電気工事 給排水衛生工事 空調工事	2,000 万円以上	B 以上
	500 万円以上 2,000 万円未満	C
	500 万円未満	D